

## (5) 京都大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手續

【平成31年度（2019年度）以前入学者】

(全体の流れ)

博士後期1年次	4月	「研究計画書」を提出，希望する指導教員3名を届けでる。
	3月	「論文作成計画書」および「研究報告書」を提出し，第1年次研究指導認定を受ける。
博士後期2年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出。
	3月	「研究報告書」を提出し，第2年次研究指導認定を受ける。
博士後期3年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出。
	7月	「資格申請書」を提出，承認されれば「博士論文提出資格」を得る。
	12月	「課程博士論文」を提出。
	1月	「研究報告書」を提出。

※提出日は、当該年度の「行事予定表」を参照すること。

(説明)

### 1. 研究計画書

博士後期課程全体を通じての研究主題・修士論文までの研究実績との関連性・研究の具体的計画を年度をおったかたちで400字詰原稿用紙5枚程度の分量にまとめて説明し，第1年次の4月に提出する。また希望する指導教員3名を選んで申請する。指導教員は「研究計画書」を通覧し，必要に応じて，指導教員の選定を含めた補足・変更を求め，主任指導教員1名を選ぶ。

### 2. 博士論文指導

博士論文指導の時間を定期的に設けるので，必ず出席すること。

### 3. 論文作成計画書

第1年次の3月に，

- (1) 論文の主題
- (2) 現在までの研究状況
- (3) 今後の進展の見通し
- (4) 自己の研究の国内外における位置づけ

以上につき，400字詰原稿用紙で10枚程度の分量にまとめて提出する。執筆にあたっては実際にどのような論文を書こうとしているのか，どのように研究をすすめるのか，その研究によりどのような点が明

らかにされるのかが具体的にわかるよう、明晰に記述しなくてはならない。

指導教員は、計画書の内容について検討し、不備と認めた場合に補足・変更を求める。

提出後にやむを得ず主題変更・修正をおこなう必要が出てきた際は、ただちに主任指導教員に届け、承認を得ること。

#### 4. 各年次研究報告書

(1) 当初の研究計画および論文作成計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第1・2年次末に提出する。400字詰50枚程度のものを基準にする。審査を経て学会誌に掲載された論文の抜刷などでもかまわない。

(2) 指導教員は、(1)の研究報告書の内容が不備と認めた場合には翌年度6月末までに書き直しを求め、改めて研究指導認定を行う。

(3) 1年次または2年次に研究報告書未提出などの理由により研究指導認定を受けることが出来なかったものは、翌年度以降に所定の研究報告書を提出し、各年次の研究指導認定を受けなければならない。なおその際、複数年次の研究報告書を同一年度に提出することは出来ない。

(4) 3年次については次のように取り扱う

- ・在学中に課程博士論文を完成し、提出した者は学位論文提出の際に作成した「論文要旨」を研究報告として提出すること。

- ・在学中に学位論文を提出せずに研究指導認定を受ける者は、(1)に準じて研究報告を作成し、提出すること。なお、研究指導認定を受けた者は当該年度末に研究指導認定退学することになるので、「研究指導認定退学願」を提出すること。

3年次で研究報告を提出する期間は1, 2年次とは異なるので、行事予定表を確認のうえ遺漏のないように提出すること。

#### 5. 資格申請書

上記でいう第1年次および第2年次に相当する2回の研究指導認定を受けたものは、第2年次研究指導認定を受けた翌年度(第3年次)の7月に、以下の内容を含む「資格申請書」を提出する(分量・体裁・内容については専修ごとの基準により、課程博士論文を実際に完成できるか否か判断できるだけの内容をそなえたものとする)。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

(1) 論文の進行状況と今後の作業の見通し

(2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次

(3) 各章・節の内容についての要旨

本申請書提出後、指導委員会(指導教員3名に、必要があれば他の教員を加える)による審査をおこない、承認されれば「博士論文提出資格」を与える。「博士論文提出資格」の有効期限は博士後期課程在学中および研究指導認定退学後3年間である。

「資格申請書」が審査の結果不承認となったとき、あるいは一旦提出し承認を受けた後で論文構想に変更が生じたときには、次回の提出時期に再度承認を求めるものとする。

「資格申請書」の最終提出期限は博士後期課程退学以前の定められた時期（行事予定表に明示）とする。提出されないまま退学した場合、以後の課程博士論文の提出資格は認めない。

## 6. 論文

第3年次の12月に、「博士学位論文出願手続について」等(文学研究科ホームページに掲載)を参照し、誤りのないよう提出すること。

第3年次の課程博士論文の提出期限は、「博士論文提出資格」を有する最終年度12月上旬（行事予定表および掲示で周知）の定められた時期とする。

なお、「博士論文提出資格」を有した後、研究指導認定退学した者は、退学後3年以内に提出すれば課程博士となる。

## 7. 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

(a) 第3年次7月に「資格申請書」を完成・提出できなかった場合。

(b) 同年次12月に論文を提出できなかった場合。

いずれの場合も、その旨をただちに主任指導教員に届け出るものとする。

上記(a)の場合、「資格申請書」提出の機会は、同年12月(行事予定表に明示)に与えられる。

## 8. 留学計画

博士後期課程の途中で留学するときには、どの大学院の博士課程（ないしそれに相当する水準の教育研究機関）においてどの教員の指導を受けるか、また研究進捗状況と留学の関連につき指導教員と協議し、助言・承認を得るものとする。

留学を終了し帰国する際には、留学期間における研究状況について、留学先の指導教員による説明書（ないしそれに代るもの）をたずさえることが望ましい。

## 9. 審査手続き等

研究報告書提出時、資格申請時及び論文提出時には在学していること(休学期間中は研究報告書提出、資格申請、論文提出を認めない。)

## 【令和2年度以降入学者】

(全体の流れ)

博士後期1年次	4月	「研究題目」「研究計画届」を提出，希望する指導教員3名を届けでる。
	10月	「論文作成計画書」を提出する。
	3月	「第1回研究報告書」を提出し，第1年次研究指導認定を受ける。
博士後期2年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出する。
	3月	「第2回研究報告書」を提出し，第2年次研究指導認定を受ける。
博士後期3年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出する。
	7月	「資格申請書」を提出，承認されれば「博士論文提出資格」を得る。
	12月	「課程博士論文」を提出する。
	1月	「第3回研究報告書」を提出する。

※提出日は、当該年度の「行事予定表」を参照すること。

(説明)

### 1. 研究計画届

第1年次4月の研究計画届は、博士後期課程全体を通じての研究主題と構想をA4用紙1枚程度の分量にまとめて説明する。また希望する指導教員3名を選んで申請する。指導教員は「研究計画届」を通覧し、必要に応じて、指導教員の選定を含めた補足・変更を求め、主任指導教員1名を選び、主任指導教員は指導計画を作成する。

第2年次以降の研究計画届は、専修の指導に基づき作成する。

### 2. 博士論文指導

博士論文指導の時間を定期的に設けるので、必ず出席すること。

### 3. 論文作成計画書

第1年次の10月に、

- (1) 論文の主題
- (2) 現在までの研究状況
- (3) 研究の具体的年次計画及びその見通し
- (4) 自己の研究の国内外における位置づけ

以上につき、4000～6000字程度の分量にまとめて提出する。執筆にあたっては実際にどのような論文を書こうとしているのか、どのように研究をすすめるのか、その研究によりどのような点が明らかにされ

るのが具体的にわかるよう、明晰に記述しなくてはならない。

指導教員は、計画書の内容について検討し、不備と認めた場合に補足・変更を求める。

提出後にやむを得ず主題変更・修正をおこなう必要が出てきた際は、ただちに主任指導教員に届け、承認を得ること。

#### 4. 各年次研究報告書

(1) 当初の研究計画および論文作成計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第1・2年次末に提出する。20000字程度のものを基準にする。審査を経て学会誌に掲載された論文の抜刷などでもかまわない。

(2) 指導教員は、(1)の研究報告書の内容が不備と認めた場合には翌年度6月末までに書き直しを求め、改めて研究指導認定を行う。

(3) 1年次または2年次に研究報告書未提出などの理由により研究指導認定を受けることが出来なかったものは、翌年度以降に所定の研究報告書を提出し、各年次の研究指導認定を受けなければならない。なおその際、複数年次の研究報告書を同一年度に提出することは出来ない。

(4) 3年次については次のように取り扱う

- ・在学中に課程博士論文を完成し、提出した者は学位論文提出の際に作成した「論文要旨」を研究報告として提出すること。
- ・在学中に学位論文を提出せずに研究指導認定を受ける者は、(1)に準じて研究報告を作成し、提出すること。なお、研究指導認定を受けた者は当該年度末に研究指導認定退学することになるので、「研究指導認定退学願」を提出すること。

3年次で研究報告を提出する期間は1, 2年次とは異なるので、行事予定表を確認のうえ遺漏のないように提出すること。

#### 5. 資格申請書

上記でいう第1年次および第2年次に相当する2回の研究指導認定を受けたものは、第2年次研究指導認定を受けた翌年度(第3年次)の7月に、以下の内容を含む「資格申請書」を提出する(分量・体裁・内容については専修ごとの基準により、課程博士論文を実際に完成できるか否か判断できるだけの内容をそなえたものとする)。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

- (1) 論文の進行状況と今後の作業の見通し
- (2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次
- (3) 各章・節の内容についての要旨

本申請書提出後、指導委員会(指導教員3名に、必要があれば他の教員を加える)による審査をおこない、承認されれば「博士論文提出資格」を与える。「博士論文提出資格」の有効期限は博士後期課程在学中および研究指導認定退学後3年間である。

「資格申請書」が審査の結果不承認となったとき、あるいは一旦提出し承認を受けた後で論文構想に変更が生じたときには、次回の提出時期に再度承認を求めるものとする。

「資格申請書」の最終提出期限は博士後期課程退学以前の定められた時期（行事予定表に明示）とする。提出されないまま退学した場合、以後の課程博士論文の提出資格は認めない。

## 6. 論文

第3年次の12月に、「博士学位論文出願手続について」等(文学研究科ホームページに掲載)を参照し、誤りのないよう提出すること。

第3年次の課程博士論文の提出期限は、「博士論文提出資格」を有する最終年度12月上旬（行事予定表および掲示で周知）の定められた時期とする。

なお、「博士論文提出資格」を有した後、研究指導認定退学した者は、退学後3年以内に提出すれば課程博士となる。

## 7. 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

(a) 第3年次7月に「資格申請書」を完成・提出できなかった場合。

(b) 同年次12月に論文を提出できなかった場合。

いずれの場合も、その旨をただちに主任指導教員に届け出るものとする。

上記(a)の場合、「資格申請書」提出の機会は、同年12月(行事予定表に明示)に与えられる。

## 8. 留学計画

博士後期課程の途中で留学するときには、どの大学院の博士課程（ないしそれに相当する水準の教育研究機関）においてどの教員の指導を受けるか、また研究進捗状況と留学の関連につき指導教員と協議し、助言・承認を得るものとする。

留学を終了し帰国する際には、留学期間における研究状況について、留学先の指導教員による説明書（ないしそれに代るもの）をたずさえることが望ましい。

## 9. 審査手続き等

研究報告書提出時、資格申請時及び論文提出時には在学していること(休学期間中は研究報告書提出、資格申請、論文提出を認めない。)